

山武地区地域審議会会議録

会 議 の 名 称		山武地区地域審議会（平成 27 年度第 1 回）	
開 催 日 時		平成 27 年 12 月 14 日（月）	開会 16 時 45 分 閉会 17 時 40 分
開 催 場 所		山武市役所 新館 3 階 第 4 会議室	
議 長 氏 名		高橋 照美	
出 席 者 氏 名		別添出欠席者名簿のとおり	
欠 席 者 氏 名		〃	
事 務 局 氏 名		〃	
会 議 事 項	議 題		会議結果
	(1) 新市建設計画《改訂版》（案）について (2) 地域振興基金運用益の活用を計画している事業について		(1) 別添答申書のとおり承認。 (2) 別添意見書のとおり承認。
会 議 の 経 過			
会 議 資 料		・ 山武地区次第 ・ 【資料 1】 諮問書写 ・ 【資料 2】 平成 26 年度事業実施成果報告 ・ 【資料 3】 H28-H29 地域振興基金運用計画書（案） ・ 【資料 4】 地域振興基金取扱要領 ・ 【資料 5】 意見書様式+H25 意見書	
そ の 他 必 要 事 項			
会 議 録 の 確 定			
確 定 年 月 日		署 名 委 員	
平成 年 月 日		蔵 明久	
		京相 恵子	

出 欠 席 者 名 簿

山武地区地域審議会委員		
職 名	氏 名	出欠
会 長	高 橋 照 美	○
副会長	伊 藤 和	×
委 員	小 川 茂	○
委 員	鈴 木 章 浩	×
委 員	巖 明 久	○
委 員	巖 健 吉	×
委 員	齊 藤 美由紀	×
委 員	塚 野 美保子	○
委 員	京 相 恵 子	○
委 員	小 川 克 彦	○
委 員	高 橋 直 樹	○
委 員	秋 山 滋	×
委 員	朝 見 文 江	○
委 員	藤ノ木 さやか	○
委 員	金 子 雅 子	○

執行部・事務局		
所 属	職 名	氏 名
山武出張所	所長	伊藤 勝之
企画政策課	課長	田上 和弘
企画政策課	主事	村井 雄輔

出席職員数 3 名

出席 10 名 欠席 5 名

(会議経過)

発 言 者	議 題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
事務局	それでは定刻になりましたので、平成 27 年度第 1 回山武地区地域審議会を開会いたします。 はじめに、本日の会議の出席者数ですが、現在、定員 15 名のところ、10 名のご出席をいただいております。地域審議会設置に関する協議第 8 条第 4 項の規定により、委員の出席が過半数を超えておりますので、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。 また、本日の会議は、議事録作成の都合上、会議の内容を録音させていただきます。大変申し訳ございませんが、ご発言の際には、必ず挙手のうえ、議長である会長の指名を受けたのち、お名前を述べた上でのご発言をよろしくお願いいたします。 それでは、お手元の会議次第に従い、高橋会長よりご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。
会長	お忙しい中、平成 27 年度第 1 回山武地区地域審議会に出席を賜りまして、ありがとうございます。本日は、先ほどの合同会議で市から説明がありました、新市建設計画《改訂版》(案)及び地域振興基金運用益の活用を計画している事業についてご審議いただきます。本日はよろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございます。では、この後の議事進行につきましては、地域審議会の設置に関する協議第 8 条第 2 項の規定により、会長に議長をお願いいたします。それでは、よろしくお願いいたします。
会長	では、お手元の会議次第に沿って進めさせていただきますが、まず、山武市山武地区地域審議会運営要綱第 2 条の規定により、会議録の署名委員 2 名を私から指名させていただきます。今回は齋明久委員と京相委員にお願いしたいのですが、いかがでしょうか。
齋明久委員	はい。
京相委員	はい。
会長	ありがとうございます。事務局から会議録案が示されましたらば、確認のうえご署名願います。
会長	よろしくお願いいたします。それでは、さっそく審議に入ります。議題(1)の新市建設計画《改訂版》(案)について、事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	企画政策課長の田上と申します。審議の進め方について説明いたします。お手元の資料 1 をご覧ください。本件につきましては、市長から各地区地域審議会の会長へ諮問書が提出されております。従いまして、この場では、先ほどの合同会議で説明のありました、新市建設計画を延長すること等について異論があるか否かを審議していただくこととなります。その後、事務局側で皆様の審議結果を文章にまとめ、山武地区地域審議会の答申書案として読み上げますので、皆様の了承をいただき次

会長 齋明久委員	第、決定とさせていただきます。よろしくお願いいたします。 では、皆様からご質問ご意見がありましたら発言願います。 齋明久と申します。合併時に作成した新市建設計画の計画期間を10年延長するということですが、東日本大震災の影響で事業の進捗に遅れが出ているのでしょうか。
事務局	当市は東日本大震災により甚大な被害がありましたが、そのことが直接影響して事業進捗に顕著な影響を及ぼしていることはございません。 ただ現在、地域で説明を行っている小中学校の規模適正化・適正配置については、東日本大震災後に学校体育館等の吊り天井の落下防止を目的として非構造部材の耐震化事業を進めていた関係もあり、若干遅れが生じています。小中学校の規模適正化・適正配置については、今後の10年間のうちに進めていくということです。
会長 高橋委員	他にございますか。 基本的なことですが、合同会議冒頭の総務部長の挨拶において、今年度末で地域審議会の設置期間が満了すると伺いました。ただ、地域審議会の継続・廃止については明確に言及されていなかったため、平成28年度以降の地域審議会の存続について説明をお願いします。
事務局	地域審議会につきましては、部長がご説明したとおり、合併構成町村であった旧4町村の協議により、新市の均衡ある発展に係る議論の場として、合併後10年間、旧町村単位に設置することとされました。設置期間満了後の対応としましては、行政は集中、コミュニティは分散という方針のもと、地域審議会を予定通り廃止し、行政集中として、既存の総合計画審議会や、山武市まち・ひと・しごと創生戦略会議などの場で集中的に施策を議論してまいりたいと。また、コミュニティ分散に関しては、地域まちづくり協議会が発足段階にありますので、そちらで地域の課題を議論し、皆様にご活躍いただきたいと、その様に考えております。
高橋委員	地域まちづくり協議会ですが、山武地区ではいくつ立ち上がっているのでしょうか。
事務局	最新の進捗を原課に確認していないのですが、山武西小学校区では現在・・・。
会長	私からよろしいでしょうか。山武地区の小学校区は、山武北小学校区、山武西小学校区、睦岡小学校区、日向小学校区の4つであり、そのうち山武西小学校区において、他の小学校区のモデルケースとなるよう、山武市地域まちづくりモデル補助金を活用して地域まちづくり協議会の設立準備を進めております。他地区では、緑海小学校区が同様に設立準備段階にあり、蓮沼地区では「蓮沼むらづくり協議会」が既に発足しています。蓮沼地区が先行している理由には、東日本大震災で多大な被害を受けたことによる防災意識の高まりも関係しているのですが、山武地区はがけ崩れの恐れがあるとはいえ、蓮沼地区ほどの危機感

	をもってないわけですね。ただ、山武地区にも今後人口減少や高齢化による独居老人の増加といった差し迫った危機がございますので、皆が安心して住める地域づくりを目指して、山武西小学校区で地域まちづくり協議会の設立準備を進めているわけです。設立準備会の会長は、本日ご欠席されていますが、この山武地区地域審議会の副会長である伊藤和氏が担っており、私も3人いる副会長の一人として携わっています。事務局は市の市民自治支援課です。現在はそのような進捗状況です。
高橋委員	地域審議会の制度は、市に意見を伝えるうえである程度の重みがあったわけですね。行政に対して意見を言うことができた。その地域審議会が廃止された場合、全く意見が言えなくなるという点と語弊があるが、次第に山武地区に住まう住民の意見が伝わりづらくなるのではないかと。地域まちづくり協議会や総合計画審議会でも意見具申をするのですが、地域の生の声は市議会議員に伝える以外の方法がなくなってしまうのではないかと。その点において、地域審議会の制度は重要であった。市はどのように考えているのでしょうか。
事務局	合併によって住民の意見が合併市町村の施策に反映されにくくなるとの懸念から地域審議会が設置され、実際に合併後10年間に様々な議論がこの地域審議会で行われてきました。よって、地域審議会の設置目的に対する役割は果たされたと思います。一方、合併後10年が経過し、4つの旧町村区域が山武市として一体になった現段階においては、合併直後という前段階に対応した仕組みである地域審議会を当初の予定通り終了させ、新しい仕組みである地域まちづくり協議会等に移行する方向で考えております。
会長	国の指示というわけではなかったようですが、地域審議会や地域振興基金は、合併構成市町村が合併後に新市として一体となっていく過程を支援するための制度であったと聞いたことがありますが。
事務局	合併の際、「市町村の合併の特例等に関する法律（合併旧法）」に合併構成市町村の協議により地域審議会を設置することができると定められていたことから、旧4町村が協議を行った結果として、地域審議会の設置が決定されました。現に、地域審議会を設置していない合併市もございます。
高橋委員	合同会議でも質問したのですが、汚水処理の問題について、単独浄化槽と汲み取り式が一番多いのは、実は山武地区なのではないかと。合併前に策定された現行の新市建設計画では、公共下水を整備するとされていたのに、ここにきていきなり公共下水の整備は一切やりませんよと方針が変わった。残された単独浄化槽と汲み取り式に対して、市はどのようにフォローしていくのかが明確になっていない。 また、国の介護保険の予防給付として要支援1・2の方を対象としていた「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」が、平成27年4月から市区町村事業に移行され始めましたが、この対応に係る協議を市で

事務局	は進めているのかどうか、その点についてもお伺いしたい。 新市建設計画は市の合併後を考えるということの総論が書かれたものです。個別具体的な事業計画などは、各担当部署で作成しており、策定の際には有識者の方や地域の代表等を構成員とした検討会議が設立されます。そのような事情から、本日お話しした新市建設計画《改訂版》（案）の中には具体的な内容が記載されていないのでご理解ください。
高橋委員	私が一番危惧していることは地域間格差をこれ以上広げたくないということ。山武市全体が均衡に発展すれば良いのですが。他地区と同様、山武地区にも様々な課題がありますので、そのことについて今後も全く発言ができなくなるようでは困る。市ではどのようにして山武地区の住民の意見を吸い上げるのか。
会長	発言の機会は様々なかたちであるのでは。例えば小中学校の規模適正化・適正配置に関しては山武市学校のあり方検討委員会がございます。 また、それらの委員でなくとも、市民団体や個人の立場から行政に直訴することも可能ですし、地域まちづくり協議会が正式に立ち上がれば当然、その立場で発言することも可能でしょう。何も地域審議会からの意見以外は聞く耳を持たないなどということはございません。また、そもそも地域審議会の所掌事務は限られたもので、地域の課題全般について発言する場として最適ではなかったのでしょうか。
高橋委員	では、事務局にお尋ねしますが、新市建設計画《改訂版》（案）について意見を伺いたいとのことですが、どのレベルの意見を想定しているのでしょうか。
事務局	新市建設計画を改訂する目的は、計画期間を10年間延長することにより来年度以降も合併特例債を活用できる環境を整えることにあります。併せて新しい事業などを多々加えると、改訂に係る千葉県との協議がなかなか進まないという事情もあり、この場では、期間延長についてご意見をいただきたいと思います。
高橋委員	要は、ただ説明を聞いてくださいと、そういうことになってしまいますよね。
事務局	合併後10年間、一度も変更をしなかったということは、合併特例債を活用するうえで現計画の内容が十分に網羅的であったということ。ただ、来年度以降も合併特例債を活用するためには、新市建設計画の計画期間を延長することが必須要件となります。期間の延長、つまり改訂にあたっては、地域審議会に諮問して答申をいただくという手続きが求められておりますのでご理解いただければ。
塚野委員	地域審議会が廃止された場合、地域振興基金の運用益金の活用に係る地域審議会の確認というか、それはなくなるのでしょうか。
事務局	はい。その部分については、事務事業評価等の既存の手続き中で審査し、議会に予算の説明をしていくことになります。

会長	新市建設計画、地域審議会、地域振興基金運用益金の活用と、3つの話が入り乱れていますが、元来、それらは単独の計画や制度であって、関連付けは必須ではありません。地域審議会は今年度末で廃止ということです。他にございますか。無いようでしたら、事務局で答申案を読み上げてください。
事務局	答申案について読み上げます。「平成27年12月10日付け総企画第392号で諮問のありました山武市新市建設計画の変更案について、異存ない旨答申します。」ということによろしいでしょうか。
小川(克)委員	今後の10年間については、地域審議会が廃止されてしまうので進捗等が確認できない。それなのに我々が決めて良いのですか。
事務局	決定は、今後千葉県との協議がまとまり次第、3月議会に提案します。よって、議決をもって決定となります。
会長	では、新市建設計画《改訂版》(案)について、賛成の方は挙手願います。 (委員全員挙手)
会長	はい。では、議題(1)の新市建設計画《改訂版》(案)に対する山武地区地域審議会としての答申書については、事務局が作成する清書を会長である私が確認し、押印して市に提出します。 では、次の議題(2)地域振興基金運用益の活用を計画している事業について、事務局から説明をお願いします。
事務局	ー資料4、5をもとに、審議の進め方、意見書の記載方法について説明ー なお、これから「さんむスプリングフェスタ実行委員会補助事業」の審議を行うにあたり、さんむスプリングフェスタ実行委員会の構成員となっている方につきましては、審議が終わるまで退席をお願いいたします。山武地区地域審議会においては、高橋会長が該当しておりますので、後任の議長について指示願います。
会長	はい。本来であれば副会長が会長を代理するのですが、本日欠席されておりますので、私から後任議長を指名させていただきます。小川(克)委員をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
小川(克)委員	わかりました。では、資料3のH28-H29地域振興基金運用計画書(案)には複数の事業が記載されておりますが、本日は未審議である「さんむスプリングフェスタ実行委員会補助事業」(継続活用事業)について審議いたします。資料について個人的に気になったのは、前年度の決算書が先についていて、その後に平成28年度の予算書案がついている。本来の順番は逆ではないか。ただ、資料の種類としては揃っているように思います。予算の規模、事業内容については既に説明されたとおりですが、皆様から何かご意見がありましたらお願いします。
塚野委員	植樹する本数は決まっているのですか。

事務局	昨年度は黒松を約 3 千本植樹したので、平成28、29年度についても同程度ではないかと。
小川(克) 委員	その他ございますか。無いようですので、適当であるとしてよろしいでしょうか。
	(委員全員了承)
事務局	意見書の内容ですが、地域振興基金運用益金の活用を適当であるとし、その理由としては、地域振興に寄与する事業であると認められるため、として意見書を作成してよろしいでしょうか。 ー事務局から意見書案を読み上げー
小川(克) 委員	皆様、ただいま読み上げられた内容でよろしければ、拍手をお願いします。
	(委員全員拍手)
小川(克) 委員	では、これにて議題（２）の審議を終えます。ありがとうございました。
会長	では、本日の議題は以上となります。事務局から報告事項等ございますか。
事務局	はい。資料４「山武市地域振興基金運用益金の処理に関する取扱要領」の第10条にもとづき、平成26年度に地域振興基金運用益金を活用して実施した事業の成果について、資料２「地域振興基金運用益金活用事業 平成26年度事業実施成果報告」により報告させていただきます。概ね、地域振興基金運用益金を活用したことにより、事業成果が維持向上しているという結果が出ております。各事業の詳細な成果につきましては資料をご覧ください、お気づきの点等がございましたら、後日でも構いませんので、事務局までご一報願います。
会長	では、以上をもちまして平成27年度第１回山武地区地域審議会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

--	--